

1 - (1) 歴史的景観を再生するための新たな支援制度の創設、 景観整備機構に係る寄付金控除制度の創設等

(国土交通省)

京都市では、これまでから歴史的町並みを残す景観上枢要な地区においては、建築物の外觀の維持又は向上させるための修理の助成を行うなど、独自の保全制度を活用し、町並み景観の保全に取り組んできましたが、今年度からは、歴史的な建造物が多く残る旧市街地全域を「歴史的市街地」に位置付け、保全・再生の取組を強化していくこととしてあります。具体的には、景観重要建造物に指定した京町家などを核として、周囲の建造物も併せて外觀改修を行い、「点から線」へ、「線から面」へと歴史的な町並み景観の再生を図る「歴史的景観再生事業」を実施します。従前から取り組んできた上記の補助制度に加え、今後、積極的な景観重要建造物の指定を進めていく中で、修理費等の増大が予想されるため、国の安定的・継続的な支援が欠かせません。そこで、歴史的な町並み景観の保全・再生に取り組む地方自治体に対する特別な財政措置を提案します。

また、今後、保全のための買取りや増築等の許可を受けることができないために損失を受けた景観重要建造物の所有者への補償を求められることも想定されますので、買取りや損失の補償を行う地方自治体への財政措置を提案します。

さらに、景観重要建造物の指定につなげる京町家の改修事業には、昨年9月に(財)民間都市開発推進機構の支援を受けて、景観整備機構「(財)京都市景観・まちづくりセンター」(以下 センター)に設立した「京町家まちづくりファンド」(以下 ファンド)の資金を活用し、京町家の改修事業を行い景観重要建造物の指定につなげる事業を展開していくとともに、景観整備機構であるセンターにより、景観重要建造物の保全のために買取りをして管理することも検討していきます。この事業の積極的かつ安定的な展開には、ファンドの規模の拡大・充実のための支援が不可欠です。そこで、ファンドへの寄付促進のために景観整備機構への特定公益増進法人の指定、買取りに伴う税制特例の創設、そして、ファンドに対する国の更なる支援の充実を提案します。

提案事項

- 1 景観重要建造物その他歴史的な建造物の適切な保全に取り組む地方自治体に対する特別な財政措置
- 2 景観法に基づき、景観重要建造物に係る保全のための買取りや許可を受けることができないために損失を受けた所有者への損失の補償を行う地方自治体への財政措置
- 3 景観整備機構への特定公益増進法人の指定、景観重要建造物の買取りに伴う税制特例の創設、及び国としての支援の充実

主な提案先：国土交通省（都市・地域整備局都市計画課、まちづくり推進課）

京都市の担当課：都市計画局 都市景観部 都市景観課長 寺本健三 TEL 075-222-3473

 都市計画局 都市景観部 景観企画課長 高谷基彦 TEL 075-222-3397

<参考>

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区等助成事業

平成 13 年度実績	37 件	39,700 千円	予算額	40,000 千円
平成 14 年度実績	33 件	39,400 千円	予算額	40,000 千円
平成 15 年度実績	46 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 16 年度実績	31 件	49,300 千円	予算額	50,000 千円
平成 17 年度実績	41 件	50,822 千円	予算額	60,000 千円
平成 18 年度予算額		60,000 千円		

内容：建物の外観を維持又は向上させるための修理の補助金

○景観重要建造物の指定

平成 18 年 3 月 30 日

吉田邸 京都市中京区新町通六角下る

小島邸 京都市中京区新町通錦小路上る

中山油店 京都市上京区下立売通知恵光院西入